第１号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組計画書

令和７年６月１２日

住　　所　鹿児島市上荒田町３７番２０号
事業者名　鹿児島市交通局
代表者名　鹿児島市交通事業管理者
　　交通局長　枝元　昌一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の４の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　現状の課題及び中期的な対応方針

(1)旅客施設及び車両等の整備に関する事項
①当局が保有する乗合バス車両において、2025 年 6 月時点のノンステップバス導入率は 89.0%であるが、今後の車両更新時に置き換え可能な乗合バス車両(適用除外車両を除く)をノンステップバスに置き換える。
②当局が所有するバス停留所上屋において、老朽化した上屋の改修を行う。

(2)旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
①全職員が高齢者や障害者等に関する理解を深めるため、接遇や車いすなどの対応方法について、乗務員研修において教育訓練を行う。
②高齢者や障害者等に対する「シニア定期券」、「自動車運転免許証返納者割引制度」「ヘルプカード」などの広報周知について、ホームページの掲載、バス車両に掲示するとともに、乗務員研修等で周知を図る。
③車内放送や車内広告、ホームページなどにより、高齢者、障害者等に席を譲るように、また優先席の適切な利用方法等について周知を図る。

Ⅱ　移動等円滑化に関する措置

①　旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
バス停留所上屋	老朽化した上屋の改修を行う。
ノンステップバス	ノンステップバスへ１台更新する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
乗務員研修の実施	車いす利用者が安全・円滑に乗降するために、車いす固定用装置やスロープ等による必要な役務を行えるよう、乗務員の教育・訓練を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
乗降補助サービスの提供(継続)	車いす利用者のノンステップバス・ワンステップバス乗降時に乗務員が補助する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
車両への筆談具の設置(継続)	全車両に設置している筆談具の設置状況を確認し、今後も筆談による情報提供を行う。
バスロケーションシステムによる運行情報の提供(継続)	スマートフォン等でバスロケーションシステムによる運行状況などの情報提供を行う。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
乗務員研修の拡充(継続)	全職員が高齢者、障害者等に関する理解を深めるため、接遇や車いすなどの対応方法について乗務員研修において教育訓練を行う。

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
啓発活動	優先席や座席の譲り合い等を車内放送や車内掲示を行うなど、乗車マナー等の啓発を促す。

Ⅲ　移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ウェブサイトや電話等で寄せられる利用者の意見を局内で共有するとともに、取組の改善に活用する。

第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想を基に対策を講じる。

Ⅳ　前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変　更　内　容	理　　由
変更なし		

Ⅴ　計画書の公表方法

交通局ホームページへの掲載。

Ⅵ　その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、本局の経営計画に位置づけられている。

注１　Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

２　Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

３　Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。